

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

ゴルフ会員権の譲渡による所得と損失の取扱い

Q ゴルフ会員権を譲渡したことによる所得や損失については、課税上どのように取り扱われますか？

解説

ゴルフ会員権を譲渡したことによる所得は譲渡所得として課税され、損失が生じた場合は、基本的になかったものとみなされます。

1. ゴルフ会員権を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算

この場合の譲渡益、譲渡所得及び課税譲渡所得の金額は次の算式により計算します。

①譲渡益の計算

譲渡益＝総収入金額－（取得費＋譲渡費用）

②譲渡所得の金額の計算

譲渡所得の金額＝譲渡益－50万円（特別控除）

③課税される譲渡所得の金額

課税される譲渡所得の金額＝短期譲渡所得の金額＋長期譲渡所得の金額×1/2

※所有期間が5年以内か5年超かで短期譲渡所得か長期譲渡所得かが決まります。

2. ゴルフ会員権を譲渡した場合の取得費、譲渡費用の範囲

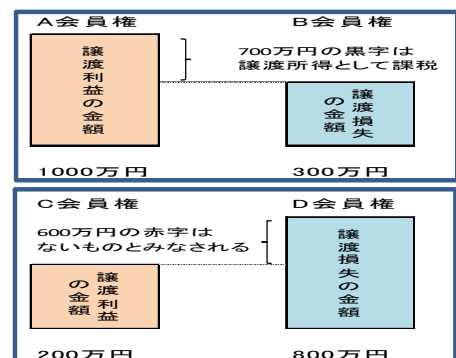
取得費の例…取得時に支出した入会金や**預託金**、**名義書換料**、業者への手数料

譲渡費用の例…会員権業者に支払う**手数料**

※なお、年会費は、維持管理のための費用なので、取得費及び譲渡費用には該当しません。

3. ゴルフ会員権を譲渡したことにより損失が生じた場合

ゴルフ会員権を譲渡しことにより生じた譲渡損失は生じなかったものとみなされ、**他の所得と損益通算はできません**。他のゴルフ会員権の譲渡により生じた譲渡益からの控除は可能です。（右図参照）



要するに…

ゴルフ会員権を譲渡して益が出た場合は譲渡所得として総合課税の対象となります。一方、譲渡して損失が生じた場合では、その損失はなかったものとみなされます。